

# 第3号被保険者不整合記録を有する方の種別変更の取組について

## ○ 第3号記録不整合問題の概要

- 年金制度では、20歳から60歳のすべての方が、国民年金の第1号・第2号・第3号のいずれかの被保険者となります。このうち、第2号被保険者であるサラリーマン（例えば夫）の被扶養配偶者の方（例えば妻）は、自ら保険料を納める必要のない第3号被保険者となります。
- この第3号被保険者の方は、配偶者が退職して自営業になったときやご自身の収入が増加し年収が130万円（現在の基準）を超えたことなどにより、第3号被保険者ではなくなった場合には、届出を行う義務があり、第1号被保険者として保険料をお納めいただく必要があります（参考資料をご参照ください）。
- しかしながら、この届出をいただけなかったことにより、年金記録上は第3号被保険者のままとされ、事実と異なる記録（「第3号不整合記録」といいます）として管理している年金記録が相当数あることが判明しました。

## ○ 第1号被保険者への変更手続等のお願い

- これまでも、限定的ながら、第3号不整合記録をお持ちの方を把握し、種別変更の届出の勧奨の取組を行ってまいりました。また、平成17年度以降は届出の勧奨に加え、職権による年金記録の訂正を行ってまいりました。

（参考）平成22年度には第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きをとられていない約17万人の方に勧奨状をお送りしています。

- 更に今般、従来からの届出の勧奨や職権による訂正などの取組と平行して、直近2年間に第3号不整合記録をお持ちの被保険者の方を日本年金機構において把握し、国民年金記録の訂正をお願いし、国民年金保険料の納付のお願いをすることとしました。該当する方に対しては第1号被保険者への変更手続をさせていただくよう個別にお知らせすることとしており、あわせて国民年金保険料の納付をお願いします。

保険料を納めていただけない場合、その期間は未納となり、将来受け取る年金が減額されてしまうことや、障害給付の受給資格を得られない等の不利な取扱いとなる場合がありますので、ご理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。

## ○ 2年より前の第3号不整合記録について

2年より前の第3号不整合記録をお持ちの方やすでに年金の受給者となられている方については、今後、日本年金機構において該当する方を把握する取組を進め、その準備ができた段階で、追って、お知らせすることを予定していますので、もうしばらくお待ち下さい。

## 参考資料

### 〈ケース1〉

2号被保険者が1号へ種別変更したにもかかわらず、その配偶者である3号被保険者の1号への種別変更が行われていない。

#### 【本来の姿】

(転職)

夫

サラリーマン (2号)

自営業者 (1号)

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻

サラリーマンの被扶養配偶者 (3号)

自営業者 (1号)

#### 【問題の事例】

(届出なし)

妻

サラリーマンの被扶養配偶者 (3号)

### 〈ケース2〉

3号被保険者が扶養から外れているにもかかわらず、1号への種別変更が行われていない。

#### 【本来の姿】

夫

サラリーマン (2号)

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻

サラリーマンの被扶養配偶者 (3号)

パートで働き基準額 (※) 以上の収入  
(1号)

※現在、年間130万円

#### 【問題の事例】

(届出なし)

妻

サラリーマンの被扶養配偶者 (3号)

## 第3号不整合記録の訂正についての詳細は

「国民年金第3号不整合記録をお持ちの方にお知らせを送付します。」

([http://www.nenkin.go.jp/new/topics/3go\\_kiroku/index.html](http://www.nenkin.go.jp/new/topics/3go_kiroku/index.html)) をご覧下さい。

※ 下線部をクリックすると、日本年金機構のホームページにつながります。